

令和7年度 石川地方最低賃金審議会  
第1回 運営小委員会 議事録

開催日時		令和7年8月21日 木曜日 10時00分～11時53分		
開催場所		金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室		
出席委員	公益代表委員	木村 弘	長澤 裕子	舟橋 秀明
	労働者代表委員	九野 光佑	西田 翔	南 芳雄
	使用者代表委員	敷波 利子	橋本 政人	山下 活博
	欠席委員			
	事務局	細貝労働基準部長 南出給付調査官	河野賃金室長 春名賃金調査員	石間賃金室長補佐
議題	1 開会			
	2 議題	(1) 委員長、委員長代理の選任について (2) 石川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規定について (3) 特定（産業別）最低賃金改正の必要性について (4) その他		
	3 閉会			
	議事内容	• 別紙のとおり		

令和7年度 石川地方最低賃金審議会  
第1回 運営小委員会 議事録

令和7年8月21日（木）  
10時00分～11時53分  
金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室

【事務局】補佐 定刻となりましたので、ただいまから石川地方最低賃金審議会運営小委員会を開会いたします。

今年度初めての運営小委員会となりますので、委員長、委員長代理が選任されるまで事務局で進行をさせていただきます。

それでは議事に入る前に、委員長、委員長代理の選出に移らせていただきます。

委員長、委員長代理の選出につきましては、本年7月10日に開催されました公益委員会議におきまして、委員長には木村委員を委員長代理には舟橋委員をご推挙いただいております。

それぞれの公益委員にお願いをしたいと思いますが、皆様いかがでござりますか。

【各側委員】 異議なし。

【事務局】補佐 ご異議なしということでございますので、委員長は木村委員、委員長代理には舟橋委員にお願いしたいと思います。

これより先は木村委員長により進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【木村委員長】 よろしくお願ひいたします。議事に入ります。

まず議題（2）石川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規定について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】室長 運営小委員会の規定の整備と公開について説明させさせていただきます。  
石川地方最低賃金審議会運営小委員会は、委員に率直な意見交換を行って

いただくため、従前の例に習って運営し、これまで非公開としておりました。

一方、令和5年度から当審議会におきましても、本審と専門部会の公労使3者が出席して審議していただく場面は公開しております。資料のページ番号1ページ以降をご覧いただけますか。こちらの方に「運営小委員会の運営規定（案）」及び参考として審議会本審と専門部会の運営規定をお付けさせていただいております。

石川地方最低賃金審議会運営規定第9条には、「小委員会の議事運営に関する必要な事項は小委員会の長が当該委員会に諮って定める」と規定されております。県民の皆様に、議論の過程をお知らせしていくことについては、大変重要なことになっております。従いまして、本運営小委員会につきましても運営規定を整備して率直な意見交換に支障のない程度で議事を公開することにつきまして、ご検討をしていただきたいと思います。

【木村委員長】

ただいま事務局から運営小委員会の規定を整備することについて説明がございましたが、労使各側の委員の皆様から、ご質問、ご意見等はございますか。

よろしいようでしたら、運営小委員会運営規定について、本日より施行することとし、専門部会と同様に本日の運営小委員会から議事録を公開、次の運営小委員会からは公労使3者が集まって意見を交換する場面は公開するということにいたします。事務局は必要な事務を進めてください。

それでは早速ですが、議事録を公開することとなりましたので本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益は私、木村が行います。労働者側は南委員にお願いいたします。使用者側は橋本委員にお願いいたします。

まず事務局から本日の委員の出欠状況の報告とまた今般、労使のイニシアティブを発揮していただくということを観点に労使間の意思疎通を図り、令和7年度においても、一層、特定最低賃金の必要性審議や金額審議を円滑に進められるよう、近年、地域別最低賃金額と特定最低賃金額が近接している産業の方にも参考人としてご出席をいただいておりますので合わせてご紹介をお願いいたします。

【事務局】補佐

ご紹介させていただきます。資料の7ページをご覧ください。令和7年7月10日に開催されました第457回石川地方最低賃金審議会本審におきまして、審議会の円滑かつ効率的な運用を図るために運営小委員会を今年度も設置し委

員として7ページの名簿にございます、公労使各3名の委員が指名をされておりまして、本日は委員全員にご出席をいただいております。また、労使各側委員の参考人として名簿にあります2名の方にオブザーバーとしてご出席いただいております。

なお、こちらの2名の参考人におかれましては、昨年度における石川県特定最低賃金専門部会百貨店部会の委員として特定最低賃金の調査審議にご尽力をいただいております方々でございまして、令和7年3月、今年の3月に開催されました、令和6年度の第2回運営小委員会にも参考人としてご出席をいただいた方々でございます。

本日も最低賃金法第25条第6項に基づきまして、随時ご意見をお伺いするため、労使各側のオブザーバーとしてご出席をお願いしましたところ、快くお引き受けいただきご参加をいただいております。

参考人におかれましては、ご発言される際は委員と同様に委員長の許可を得てからご発言いただきますようご配慮をお願い申し上げます。

【木村委員長】

それでは次の議題（3）特定産業別最低賃金の改正決定の必要性についてに入ります。

令和7年3月13日に開催された令和6年度第2回運営小委員会では当日の会議のまとめといたしまして、この日の運営小委員会で意見交換していただいた内容をぜひ各側の委員とも参考にしていただきたい。特定最低賃金は労使のイニシアティブによって設定されていることから、引き続き意思疎通を図っていただきたい。公益としては労働者側、使用者側とも各々が主張される際には、その内容を疎明する客観的な資料などをご準備いただき、しっかりと意見交換、意思疎通ができるよう説得力があるご発言をお願いしたいとの発言を労使各委員にご確認をいただいております。

労使各側ともこれを再確認いただきまして、本日の意見交換をお願いします。

事務局は本日の資料説明を行ってください。

【事務局】補佐

まず資料の目次、その直後1ページからは先ほどご説明申し上げました運営規定と運営小委員会委員と事務局の名簿でございます。おめくりいただきまして、9ページでございますが、9ページからは特定最低賃金とはという書類からはじまりまして、特定最低賃金の法令上の規定や改正や申出、これを審議いただく際の留意事項をまとめたものをお付けしておりますので、後ほど

ご確認をいただければと思います。

13ページからになりますけども、今年度申出がございました5件の特定最低賃金の改正申出書、それと審査を事務局の方でさせていただきました審査表になります。こちらの審査表を見ていただければと思いますが、事務局の事前審査によりますと、5件の産業とも申出の形式要件は満たしているということを確認させていただいておりますのでこの場でご報告を申し上げたいと思います。

33ページ目からは前回6年度の2回目の運営小委員会3月13日に開催されていますけども、この時に資料としてお配りをさせていただいたものをもう一度ということで、今回資料としてお付けをさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後39ページ目からでございますが、最近更新をされました各種経済指標をお付けさせていただいております。

【木村委員長】 それでは5件の改正の申出について、労働者側委員から補足説明等をお願いいたします。

【南委員】 今、事務局の発言がありましたとおり、申出を主張しており実施要件を満たしているということでございますので、今年も真摯な議論をお願いしたいというふうに思っています。特に特定最賃については労使交渉の取り組みを補完するということでございます。

また、地賃の審議にもありましたとおり、データに基づく資料についても主張させていただいて議論をお願いしたいというふうに思っております。

【木村委員長】 その他の労働者側委員の方はよろしいでしょうか。

それでは只今の労働者側委員からのご説明に対して使用者側委員の皆さんご質問等はございますか。その他、説明内容や資料についてのご質問もございませんか。

ご質問がないようですので、今年度申出がありました5件の特定産業別最低賃金の改正の必要性の有無について、この後、労使双方から個別にご意見をお聞きしたいと思います。

その前に、この場で労使それぞれから概括的なご意見をまた参考人からもご意見をお聞きしたいと思います。順番的には、委員の後に参考人の順にお聞きしたいと思います。

まず、労働者側委員からご発言をお願いいたします。

【九野委員】

労働者側の九野ですけども、先ほどの南委員の意見と重複しますけども、5業種とも申出に対して、しっかり要件を満たしたもので申請を行っておりまますので、是非そういう手手続き的なところをしっかりクリアしたというところを念頭に置いていただいて意見を交わしていければというふうに思っております。

【木村委員長】

その他の労働者側委員の方よろしいでしょうか。

それでは、労働者側参考人からご意見をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【酒井参考人】

3月に引き続いで参考人として加わりましたUAゼンセンの酒井と申します。3月の時はこういったものをしっかりということで質問内容があったので、いろいろ資料を用意していたんですけども、今回は特に何かそういう資料、こういうものに答えてほしいというものはなかったもので、どんな話をしてやうかなと思っていたところですけども、もう資料配られてしましましたけど、使うかどうかを含めてお渡していたんですけども。

私の方からお話しさせていただくのは、今、委員の九野さんからも話があつたんですけども、今回、百貨店、総合スーパーにつきましては、労働協約ケースということで、しっかりと各企業の協定を集めまして、それで必要な人数ですね。人数とあとは金額も十分なものを提出をさせていただいているということで、ルールに則って対応しておりますので当然に必要性ありという形で進めていただいて、実際の専門部会の中では意見を交わしていきたいと思っておりますので、そのあたりよろしくお願ひしたいなというふうに考えております。

後はこちらで伝えることといえば、この百貨店、総合スーパーが基幹的な産業なのかどうかというような話がよく出ていたんですけども、3月の時にも話させていただいたんですけども、特にコロナ禍とかの災害の時にエッセンシャルワーカーという形ですね、やはりどういった状況でも必要とされる社会的な生活を支える職種であるということが百貨店、総合スーパーでは言えるということですね。その辺は災害の時にも再確認されていたのではないかなというふうに認識しております。

やはり百貨店というのは、今、他の地域ではなくなっているというところ

もあったりするんですけども、今やはり石川、北陸においてやはりこの百貨店があるということが、その地域にとって非常に重要なことだというふうに考えておりますので、そういう意味ですね、やはり必要な業種、産業であるというふうに考えておりますので、やはりここではしっかりと特定最低賃金は、今年やっていくべきであるというふうに考えております。

協定書を提出したということで、今回、地賃が一旦上回られているという状態になっておりますけれども、次に特賃としてしっかりと上げていくには十分な地賃を上回る結果が出せるというふうに認識しておりますし、関係労使でも話をさせてもらっていますけれどもしっかりと上げた分については、しっかりとそれに見合った対処をしていくというふうにお聞きをしているところでありますので、そのように考えているということでございます。

皆さん先ほど会長からも話はありましたけども、特賃は労使のイニシアティブでやっていくということで、しっかりと、今回は28日に必要性審議されるということだとお聞きしておりますけれども、しっかりと議論していただいと、先ほど話をしましたが、専門部会の中で最終的にどういった金額にするかというのをしっかりと話し合って確認させていただければというふうに考えております。

一応、資料は配られているようですので、こちらの資料は一応説明させていただこうと思うんですけども、前回、中央の方の審議会の小委員会で連合の仁平委員の方から提出をされたものなんですけれども、パートタイム労働者の時間あたりの給与と求人募集賃金、最低賃金の推移ということで、皆さんもご覧になったことがあるものかと思いますけども、中開いていただくと、北陸4県の地域のそれぞれの最低賃金がハローワーク+民間とか民間のみとかパート時給というものがあったんですけども、こちら見比べていただきますと、石川のところ見ていただくとこのハローワークとか民間ですね、募集している金額平均の金額を見ますと、1,112円と1,107円ということで今の特賃の金額よりもしっかりと上の方で出されているというところですし、どこの産業も実際そうなんですけども、人材不足、人手不足というところがあります。そういう意味で言うと、こちらの金額を超えていって、しっかりとやつていくというのは、人手不足を解消するためにはやはり必要であろうということからすると、やはりこの特定最低賃金があることによって、その産業は効果をもたらすものであると考えております。先ほど説明させていただいておりますけれども、そういうことを説明するための資料ということで、タイミングを見て出そうと思っていた資料でございます。

さらに雑駁になりましたけど、また何かありましたらお答えさせていただくことになりますので、今の方からまず話をすることは以上とさせていただきます。

【木村委員長】 続きまして、使用者側委員にご発言お願いします。

【橋本委員】 毎回言うことですけど特定最賃というのがずっと歴史あるものだと思いますけど、一方で地域の最賃というのはこれだけ大幅に上昇して、なんとなく特定最賃がものすごく薄いというような状況の中にあって、特定最賃をこのままずっとこのようにして申出があって審議するというのは、ちょっともうそろそろっていう感じではないかなと思っています。

というのは、地域最賃でこれまで連合さん組合の方は地域間格差の是正をずっと言ってきたんですよ、その時は富山県がBランクで石川県がCランクでその難しい状況の中にあって、そういう思いが強くにじみ出てきていたんですけど、ここに来てランクは同じになったということで、使用者側についても皆さんのご要望をきちんと捉えてここは格差是正に走ろうということで、今回そういう決着になりました。

組合側が要求することを、全て私らは何て言うんですか、飲まないっていうか、話を聞かないっていうそんな協議をしているつもりは全くないので、私どもとしてはよりよい石川県といいますか、そういった石川県づくりのためにお互い十分協議をしていけばいいなっていうふうに思っています。

そういうことからして、世の中は地域最賃がものすごく重要になってきて、この特定最賃っていうのは議論が本当必要なんかねと、そういう思いを持っております。それで、かといって今年でやめたっていうわけにはいきませんので、これはソフトランディングをして将来的には、東京都と同じような地域最賃に一本で行こうよというふうに、連合側もそうやねっていうふうに思っていただけるようにしていただけたとありがたいなと思っておりますので、またよろしくお願ひします。

【木村委員長】 その他の使用者側委員の皆さんもよろしいでしょうか。

それでは、使用者側参考人からご意見をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

【石野参考人】 金沢エムザの石野でございます。3月に引き続き今日も参考人として出席さ

せていただいております。

3月に参加をさせていただいた時と基本的に考え方やっぱ変わってないです。特に今回これだけ大幅に最賃が上がるっていうのは、経営者側にとっては非常にインパクトが強すぎる。想定していた金額を遥かに超える金額になりますね。多分皆さんもそうだと思うんですけど、これはかなり経営にとっては非常に重要な問題になってきているっていうのは、大手のスーパーさんとか分かりませんけど、我々その地方の小売りの業種としては、人件費とかかなり大きなウェイトを占めていますので大変ということだけは、ちょっとご承知いただきたいなと。

先ほど質問すればよかったですけど、この申出書の4番の（3）の合意率、これすみません、私、こういう会が初めてなので、どう試算されているのが教えていただけるとありがたいんですけど、125.4%というこの数字ってこれ分母がないんでちょっと教えていただきたいと思います。

【木村委員長】 事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】 補佐 事務局の方から簡単に、今のご質問にお答えできればと思います。

今、参考人がおっしゃられたのは資料の30ページ、百貨店、総合スーパー、マーケット産業の改正申出書の項目の4番の中で、合意率が2282分の2861ですよという数字についてご指摘をいただいたじゃないかなと、その通りでございますかね。

【石野参考人】 はい。

【事務局】 補佐 こちらでございますが、事務局の方でいただきました資料を拝見しましたところ、事務局の方で把握をさせていただいている百貨店総合、スーパー、マーケットの適用労働者数と今回申出をされました、いただきました方々の適用産業とに一部、思いの齟齬があったようでございまして、この齟齬をどちらが正しい悪いというものではなく、統計上のタイムラグと言いますか、事務局が把握している数字が令和3年の経済センサスに基づく数字でございますので、現状とは少し一致をしていないものが見られたというところで、事務局の把握している人数よりも多いような労働者がいますよという変わった申出書になってしまっておったわけです。

そのことを事務局も当然審査の過程で気づきまして、事務局が把握してい

る労働者人数名簿ですが、そういうしたものと比べながら今回申出をいただいたものを確認させていただきましたところ、資料の29ページにございますとおり申出が上の方、その下段に審査結果という表になってございますけども、申出は先ほど申し上げた2,861人でございましたが、事務局の把握をしておる所属している古い名簿と突合させていただきましたところ、このうち事務局の名簿に照らしたとしても、1,802人の労働者数、合意者が見られたということで、母数の変更、全体の適用労働者数の変更は事務局の方では今回しておりませんが、それでも事務局の把握しておる対象名簿の中で見ても、今回申し出いただいた人数は十分に適用になる産業の方々であったということで、事務局の計算結果では労働協約の適用率が78.97%にもなっているというふうなことで審査を終わらせていただいております。

【石野参考人】 事務局の方が把握されている、人数と業者側から出てきた人数がズレあつたということですか。合意率っていうのは、どういう意味合いが分からなかつたものですから。

資料、今年の3月にお配りした資料とさほど変わっていないんですが。

【木村委員長】 はい、お願ひします。

【石野参考人】 初めての方も何人かいらっしゃるということで、改めて配らせていただいてます。百貨店の立ち位置みたいなところを再確認していただければということでお配りしているんですが、百貨店自身が小売業の中では非常にランクとしては下になっていますということが一つあるんですね。これは皆さんもご存知かと思いますが、コンビニエンスストアの半分以下の売上規模になっています。

スーパーという捉え方がどうかわかりませんが、スーパーに対しては35%ぐらいしかないですね。さらに加えて今お配りした資料のとおり、百貨店というのは正直伸びていないんですね売上の的には。百貨店がなくなった県が4県今あるということのとおり、地方では非常に百貨店は苦戦しています。

先ほど酒井さんからは百貨店が石川県は2店舗あって、それは非常にいいんじゃないかっていう話ありましたけど、外側の方はそういうふうに見られるのかもしれませんけど、実際、運営している側は非常に厳しい中で運営しているというところを是非ご理解いただければと思います。

それと都心部の百貨店が伸びている内容っていうのも一部富裕層の方の売

り上げ、それから大きいのがやっぱりインバウンドの売り上げなんですね。銀座の百貨店さんは前回もお話しましたけど、控えめに見て40%ぐらいのインバウンドの売り上げのシェアなんです。これ大きいところ、50%ぐらいって感じです。おそらく銀座の三越さんなんかはほぼほぼ50%といっているんじゃないかなと。松屋さんで40数パーセント、これは実際聞いたことがあるんで間違いないと思います。それと同じように、心斎橋ですとか名古屋もそうですね、非常にインバウンドの売上が大きいということで、これはインバウンド次第で当然下がっていくことですけれども、今年の7月5日に風水の関係である噂が流れて、石川県でも久しぶりにインバウンド売り上げが前年を割るという事態が発生しています。

地方はインバウンドのウェイトが低いので、多少下がってもそう大きなインパクトはないんですが、これは都会地になると非常に大きなインパクトはあったと思います。おそらくそろそろマージャーとかそういう話が出てくるんじゃないかなと思うんですが、地方の方はいかに地元のお客様をしっかりと捉えるかっていうことしかないんですね。

都会地のような大きなものがやはりない、富裕層も東京、大阪ほど多くはないですし、そのシェアの割合という中でなんとか営業しているというところです。資料の裏面になりますかね、これも前回出しましたが、今回は一応年度の最初の数字が出たので、売上構成比の比較を出させていただいています。

商品区分別の売上構成比の名古屋と北陸の違いなんですけれども、赤い所で婦人服用品では北陸が名古屋よりもウェイトが低いです。それから身の回り品、これはハンドバッグとか革製品なんですね。これも名古屋よりも低いというふうに出させていただいています。

それに対して食料品のウェイトは名古屋都会地にも地方北陸の方はウェイトが高いですよと、これは何かと言いますと、利益率の低いものは、地方はウェイトは高い。利益率の高いものが逆に低いということを認識いただければなと思います。

やはり婦人服っていうのはこれまで百貨店の屋台骨を支えていた収益構造の一番に核になる部分だったんですが、それはネット通販の台頭だったり、ユニクロさんとかGUさんが非常に皆さんに好まれて大きくなっています。アパレル自身がかなり体力を落としてまして、もう地方にも出店しないっていう状況になってきていますので、そういったことも拍車をかけているという状

況です。

身の回り品に関しては先ほど申し上げましたように、インバウンドの関係非常に大きくラグジュアリーブランドのバック類ですとか、革製品っていつたものは含まれていますのでどうしてもこう有名なブランドになればなるほど地方には出ずには都會の方に出ますので、そういった部分の差が出てきています。

地方の百貨店としては食料品で、ある程度この地域の特色と言いますか、そういうものを出していこうということを一部人気の物産展をすることによって集客を測ろうというような意図が働いて食料品が増えている。これが収益構造にかなり影響を与えていたということを是非ご理解いただければと思っています。

申出書にもありますけどこの適用人数ですか2,000人、労側が出たのは2,861人って聞いていますけれどもこれもですね、どうでしょうか全体が確かに51万ぐらいと聞いていますので、この512,000人っていう適用人数に対しては2,800人ですか。さほどインパクトがないっていうか個人的に感じちゃうんですけど、そういう中で百貨店、総合スーパーとして特定最低賃金というのをこういつまで議論するのかっていうのはぜひ今後考えていただきたいなというふうに思っています。

もう昨年の時点で、地賃が984円で我々のところ特賃が994円、もう10円しか差がないっていう中で今回これだけ地賃が上がってですね。果たして特賃の議論をする必要性あるのかなって本当に個人的に思っています。

【木村委員長】

酒井さんと石野さんに貴重なご意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの労使各側参考人からのご意見に対しまして、公益委員も含め委員の皆様からご質問等をございましたらお願ひいたします。

【九野委員】

先ほど参考人の方、おっしゃったところで確認なんんですけども、業界の方が50数万人に対して、その2,000数百人が申出をしているってことに対してインパクトがないっていう発言かなと思ったんですけど。

【石野参考人】

石川県の適用人数が512,000人ぐらいって聞いていたので。

【九野委員】

そしたらですね、それはちょっと誤解がありまして、先ほど取っている数

字のタイミングが違うって話がありましたけども、労働局の方でその業界に従事する方の人数を取ったところですね、労働局というよりは総務省がやっている経済センサスから引っ張られると思うんですが、そもそも2,282人の方がその業界で従事されているということとして、それに対して労働側は2,861人分のそういう申出を集めたということなので母数ですね、50数万人の中の2,800人ではなくて、2,000人強のところにそれと同等数の申出を集めているってことはちょっとご理解いただければと思います。

【石野参考人】 それはよく分かります。

【橋本委員】 労働者全体の話、全体が50何万いるうちのこの業種は2,000何人ですよっていう、そういう話をされた。

【木村委員長】 以上よろしいですか。

【酒井参考人】 今おっしゃったように、この特徴で必要なルールですね、今話がありましたけれども、適用労働者数は総務省の調べていただいた数字を踏まえて、こちらで必要な業種の協定書を集めたという結果が先ほど出した結果、125.4%というものになっていて私も不思議だったんですけども3月の時にもこの話ちょっとしたと思うんですけど、やはり先ほど話をしたように、総務省が出している数字と実際の石川の百貨店、総合スーパーの業種、各事業所を個別に細かく調べてっていうのは、そこまではうまくリンクしない状態になっているというのがひとつ課題はあるんだなというふうに改めて今回思ったところなんですけども。

こちらとしては適用されている事業所を伝えていただければ、それを準備するという用意は全然ありましたので、今回は労働局の担当の方もお話をさせていただいて、このように出した結果、125%でおかしいなと思いながら出しましたら調べていただいたら78.18%ということで、この割合はかなり大きなものだと思っていますので、これはほかの業種と比べても割合高いものだと思っていますのでここは、このルール上全く問題ないしこれだけの合意率でを集めているということで、ここは評価していただきたいなと考えております。

あとは最賃が上がったということでかなり厳しいよねという話が参考の方からありましたけど、実際確かにそうなんですよね、それは思うところで

す。

今日は金沢丸越の方から参考人ということでいらっしゃいましたけども、百貨店がありますからそこの労使の方とお話をしていますと、もともと一年前からなかなか大変は大変だよねという話は確かにありました。やっぱり地賃は地賃としてしっかり人を集めるためにには当然、賃金だけではないんですけど当然に職場環境をしっかり良くすることによって集めるとか、百貨店はこれだけ素晴らしいかということをアピールした上で集めるというのは必要なんですけども、お金の部分は大きいなっていうことがありまして、そういう意味では厳しいけれども、やっぱり上げていかなくてはいけないなというところは共通認識だったところでしたのでその辺りは考えていただきたいなというふうに思います。

【橋本委員】

これ、もう必要性の議論でよろしいんですか。

【事務局】 基準部長

事務局からご説明します。先ほど委員長もおっしゃっておられましたが、議論に先立ってまずは概括的なお話を伺いした参考人の方も含めてこういう段取りかと思います。そこが一旦落ち着いた段階で委員長の方でこの後どうするかとまたお話をあるかと思います。

【木村委員長】

ということで、概括的なご意見をお願いします。この場でのご意見はございますか。

それではご意見がないようですので、一旦休憩といたしまして労使双方から個別にご意見をお聞きしたいと思います。

事務局は控え室の案内をお願いします。

【事務局】 補佐

労働者側の控室は第4会議室を、使用者側の控室は第3会議室をご用意しております。

【木村委員長】

それでは休憩といたしますので、控え室の方へお移動お願いします。

(公労・公使折衝)

【木村委員長】

運営小委員会を再開いたします。

本日は労使双方のご意見を伺いました。ご意見としては、紡績については改正の必要性について労使の意見の一致には至りませんでした。一方、機械、自動車、電機、百貨店については、労使双方から改正の必要ありとのご意見をいただいております。

それぞれ紡績についてのご意見ですけれど、労働者側委員からは参考とはなりますけど、一部経営者のご意向も組んだ上で、手続上必要な要件を満たした申出をしており、ルールに則った手続きをしている以上は改正の必要性ありとすべきではないかとのご意見をいただいております。

使用者側委員からは、地域最賃が大きく上がっている中、紡績の必要性ありというふうなことにするのは少々難しい状況であるとのご意見をいただいております。

というところで、公益委員としましては紡績については意見の一致には至らないと判断しております。

以上が本運営小委員会において意見交換していただいた結果となります  
が、本日の結果については次回の本審で公益委員からお伝えし本審の労使委員の意見をお聞きした上で、正式に決定したいと思います。

ほかに何かこの場でご意見等ございますか。

【酒井参考人】

今話がありましたけども、紡績は必要性なしの方向だという話がありましたけれども、私からお伝えしたいのは経営者の方からの話がありましたけれども、あれは参考としても今回の特賃で必要なルールに乗っ取った資料を提出して適用労働者3分の1までしっかり超えていて、協定もしっかり出した上の労働協力ケースとして提出しておりますので、そこは必要性ありとすべきではないのかなというのが私の思うところではありましたので是非そういったことだということでご検討いただければと思います。

【木村委員長】

他に何かご意見等ございますか。よろしいですか。

ないようですので、それでは事務局から事務連絡がございましたらお願ひします。

【事務局】補佐

次回、本審でございますが、第460回石川地方最低賃金審議会こちらを8月28日木曜日に開催させていただきたいと思います。先のご案内では開始時刻を午前10時、会場は2階の会議室とご案内をし、予定をさせていただいてお

りましたが、諸般の事情ございまして変更して、開始時刻を午前9時30分から、会場はこの合同庁舎の6階の会議室に変更させていただいて開催させていただきたく、お願いを申し上げます。

【木村委員長】

ありがとうございます。

以上を持ちまして本日の小委員会終了といたします。

お疲れ様でした。